

事業および対象技術分野に関する要望・意見について
「有機性排水処理技術拡大ワーキンググループ 会合の開催及び意見の募集」より

(1) 意見募集の概要

広く事業に関する意見を集め、より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的として、拡大ワーキンググループの開催に合わせて実施。

環境省ホームページにおいて募集（平成19年10月29日（月）～11月20日（火））し、7件の意見あり。

(2) 意見募集結果の概要

対象技術及び事業の運用についての要望・意見

対象技術への要望

- ・グリストラップで曝気をして浮上物と沈殿物を混ぜて放流する商品や、バイオ製材と称し洗剤を投入して曝気して放流す商品が多いが、商品の種類の規制をしてほしい。
- ・除去技術とは別に、食品系排水の生物処理では汚泥の発生量が多いことに着目し、廃棄物対策にも寄与する「発生汚泥の減量化技術」（汚泥基質化技術等）を対象技術の枠組みに加えてはどうか。
- ・飲食店・食品工場からスーパーやコンビニなどの厨房排水、畜産排水、クリーニング・コインランドリー排水を対象とした技術に拡大されることが望まれる。

対象技術分野における事業の進め方について

- ・実証運営機関や実証機関の承認期間、実証試験の期間に関して複数年度にまたがる体制に移行することが望まれる。また、それに伴い実証対象技術の募集期間を設けず、いつでも申し込める制度が望まれる。
- ・実証試験の手数料が高いため、補助制度が創設されることが望まれる。
- ・実証申請者は、試験要領では技術選定後は「環境技術開発者」と定義されているが販売業者や設備業者が実証の申請をした場合、公にはその販売業者等が開発者と見なされるおそれがあることから、要領の見直し等の検討が望まれる。
- ・水質改善関係のうち、湖沼水質浄化分野、閉鎖性海域水環境改善分野では申請書に実証試験方法の記載欄があり、有機性排水についても試験方法の記載欄を追加する必要があると考える。
- ・実証試験の手段が実証試験要領に見合わないときの対応方法を規定する必要があると考える。
- ・実証申請者が既に試験した結果に妥当性が認められれば実証試験の結果として採用してはいいかがか。

実証によるメリット等の向上についての要望・意見

実証によるメリット等の向上についてのご意見・提案

- ・当事業が継続して実施されることにより、科学的根拠が不明瞭で環境に好ましくない装置の拡販の抑止力となっている側面がある。
- ・実証試験のトータルの結果も重要ですが、特異なデータ（油分解・高MLSS・脱窒素・余剰汚泥転換率・・・）があれば、その点も公表できることが望まれる。
- ・環境省HPにおいて、一覧表の作成や情報検索システムを充実する（処理方式別、実証項目別、試験条件別等）など、体系的に分かりやすい技術紹介が望まれる。
- ・実証場所、技術がカバーする業種、規模等から技術の検索ができるようになることが望まれる。
- ・エコプロダクツ展に関しては、集客動員数は多いが一般客層が多数である。関連業者が多数動員できる展示会（例、Net環境展、HCJ三展合同展、食品工業（フーマ）展等）への周知活動も望まれる。
- ・実証試験結果を5段階程度に評価区分し、従来技術よりも優越性が認められる技術に認証マークの使用を許可し、優れた技術については、自治体の実設備を導入し一般に公開するか、データのみでも公開できるようにすることが望まれる。
- ・ロゴマーク以外に、顕彰制度の創設や主要メディアへの事業紹介等により本事業を広く浸透させるための工夫が望まれる。（例：環境保全効果等が高く画期的な先進技術への顕彰、それらの実証企業への奨励金の授与等）
- ・浄化槽法や下水道法の前処理・除外設備に、本技術分野の成果が生かされること、また事業の付加価値を高める方法を探ることが望まれる。
- ・排水規制に携わっている都道府県の担当者から、有機性排水処理が必要となっている事業場にモデル事業で評価された対策のリストを紹介してほしい。

その他

- ・外食各店舗が導入可能な、コストと機器の形状を有し、また外食店舗特有の排水に対応できる技術が開発され、当事業で客観的に実証されることが望まれる。
- ・水質汚濁防止法の総量規制がより厳しくならないと、安価に可能な小規模事業場向けの水処理技術も普及していかないと考える。
- ・家庭用の合併処理浄化槽では、市町村が設置主体となる制度もある。小規模事業場向けの有機性排水処理でも、同様の制度が必要であると考え。このような対策には、モデル事業が活用できるように思われる。